

第十二号の六様式 (平20内府令47・全改、平26内府令7・平26内府令49・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期中 (自 年 月 日 至
年 月 日)

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

1 【外国組合等の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】 (2)

(2) 【外国組合等の出資総額】 (3)

(3) 【その他】 (4)

2 【外国組合等の運用状況】

(1) 【投資状況】

(2) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】 (5)

② 【分配の推移】 (6)

③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】 (7)

(3) 【販売及び買戻しの実績】 (8)

3 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称及び資本金の額】 (9)

(2) 【大株主の状況】 (10)

(3) 【役員の状況】 (11)

(4) 【事業の内容及び営業の概況】

4 【外国組合等の経理状況】 (12)

(1) 【資産及び負債の状況】

(2) 【投資有価証券明細表等】

- ①【投資株式明細表】
- ②【株式以外の投資有価証券明細表】
- ③【投資不動産明細表】
- ④【その他投資資産明細表】
- ⑤【借入金明細表】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の六様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- i 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 i において「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 主要な経営指標等の推移

外国組合等（第六号の六様式「記載上の注意」(1) i に規定する外国組合等をいう。(4) a 及び(2)において同じ。）の直近3中間会計期間（事業年度開始日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。）及び直近2事業年度に係る

次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第十二号の五様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

(3) 外国組合等の出資総額

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注意」(2)に準じて記載すること。

(4) その他

a 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

b a以外については、第六号の六様式「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(5) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の六様式「記載上の注意」(3)に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率（収益率）の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(8) 販売及び買戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の六様式「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(9) 名称及び資本金の額

資本金の額については、半期報告書提出日の直近日現在のものののみ記載すること。

(10) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注意」(6)に準じて記載すること。

(11) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の六様式「記載上の注意」(7)に準じて記載すること。

(12) 外国組合等の経理状況

半期報告書提出日現在の直近日現在における当該外国組合等の経理の概況について、第六号の六様式「記載上の注意」(8)に準じて記載すること。